

【資料編】

資料	1	熊本県におけるシミュレーション(熊本県資料抜粋)	P 1
資料	2	耐震診断・改修の流れと有効な耐震改修工事例(参考)	P 7
資料	3	身近なところからできる地震への備え(参考)	P13
資料	4	外出時に地震にあってしまったら(参考)	P16
資料	5	建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)	P17
資料	6	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)	P28
資料	7	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(抜粋)	P35
資料	8	天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領	P43
資料	9	天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要領	P59
資料	10	天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付要領	P65

資料１ 熊本県におけるシミュレーション

○熊本県に被害を及ぼした主な大地震

西暦（和暦）	地域（名称）	M	主な被害
1619. 5. 1 （元和 5）	肥後・八代	6. 2	麦島城はじめ公私の家屋が破壊した。
1625. 7. 21 （寛永 2）	熊本	5. 0～6. 0	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、城中の石垣に被害。死者約 50 人。
1707. 10. 28 （宝永 4）	（宝永地震）	8. 6	（死者 20,000 人、家屋全壊 60,000 棟、同流失 20,000 棟。）
1723. 12. 19 （享保 8）	肥後・豊後・筑後	6. 5	肥後で死者 2 人、負傷者 25 人、家屋倒壊 980 棟。
1769. 8. 29 （明和 6）	日向・豊後・肥後	73/4	延岡城・大分城で被害大。熊本領内でも、死者 1 人、家屋倒壊 115 棟。
1854. 12. 24 （安政 1）	（安政南海地震）	8. 4	安政東海地震、伊予西部の地震被害と重なり区別が難しい。死者 6 人、家屋全壊 907 棟。
1889. 7. 28 （明治 22）	熊本	6. 3	熊本市付近で被害大。死者 20 人、負傷者 54 人、住家全壊 239 棟。
1941. 11. 19 （昭和 16）	日向灘	7. 2	死者 2 人、負傷者 7 人、住家・非住家全壊 19 棟。
1946. 12. 21 （昭和 21）	（南海地震）	8. 0	死者 2 人、負傷者 1 人、住家全壊 6 棟。
1975. 1. 23 （昭和 50）	阿蘇山北縁	6. 1	一の宮町三野地区に被害集中。負傷者 10 人、住家全壊 16 棟。
2010. 2. 27 （平成 22）	南米チリ沖	8. 8	県内の津波波高：20 c m（天草市本渡港）（人的被害、家屋等の被害、公共施設等の被害なし）
2011. 3. 11 （平成 23）	三陸沖	9. 0	県内の津波波高：70 c m（天草市本渡港）（人的被害、家屋等の被害、公共施設等の被害なし）
2011. 10. 5 （平成 23）	熊本地方	4. 4	住家の一部破壊最大震度 5 強（菊池市旭志）。
2016. 4. 14 （平成 28）	熊本地方	6. 5	熊本地震前震最大震度 7（益城町）熊本県下で被害大
2016. 4. 16 （平成 28）	熊本地方	7. 3	熊本地震本震最大震度 7（益城町、西原村）熊本県下で被害大
2019. 1. 3 （平成 31）	熊本地方	5. 1	和水町で最大震度 6 弱。重傷 1 人、軽傷 3 人、住家一部損壊 7 棟

（地震調査研究推進本部資料より）

○地震調査研究推進本部による主要活断層の長期評価（地震発生確率の評価）

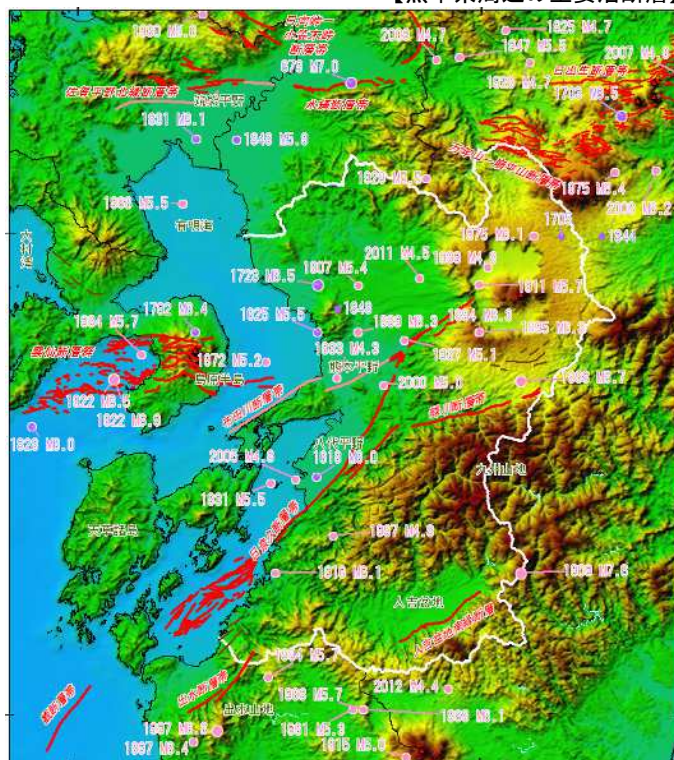
政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、熊本県への被害が大きいと想定される以下の断層帯等による地震規模等を発表しています。

検討対象断層帯等			地震規模	30年以内発生確率
①	布田川断層帯	布田川区間	M7.0 程度	ほぼ 0%
		宇土区間	M7.0 程度	不明
		宇土半島北岸区間	M7.2 程度	不明
②	日奈久断層帯	高野～白旗区間	M6.8 程度	不明
		日奈久区間	M7.5 程度	ほぼ 0～6%
		八代海区間	M7.3 程度	ほぼ 0～16%
③	日出生（ひじう）断層帯		M7.5 程度	ほぼ 0%
④	万年山（はねやま）・崩平山（くえのひらやま）断層帯		M7.5 程度	0.004%以下
⑤	人吉盆地南縁断層		M7.1 程度	1%以下
⑥	出水断層帯		M7.0 程度	ほぼ 0～1%
⑦	雲仙断層群	北部	M7.3 程度	不明
		南東部	M7.1 程度	不明
		南西部（北部）	M7.3 程度	ほぼ 0～4%
		南西部（南部）	M7.1 程度	0.5～1%
⑧	南海トラフ		M9.0 クラス	60～90%以上

※①～⑧：地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表（令和 8 年 1 月 1 日算定基準）

※⑧：30 年以内発生確率はすべり量依存 BPT モデル（地震発生間隔と海底の隆起量データを用いた計算方法）による。

【熊本県周辺の主要活断層】



〈凡例〉



（出典）

- ・日本の地震活動－被害地震からみた地域別の特徴－＜第2版＞
- ・地震調査研究推進本部 地震調査委員会編

○地震動解析

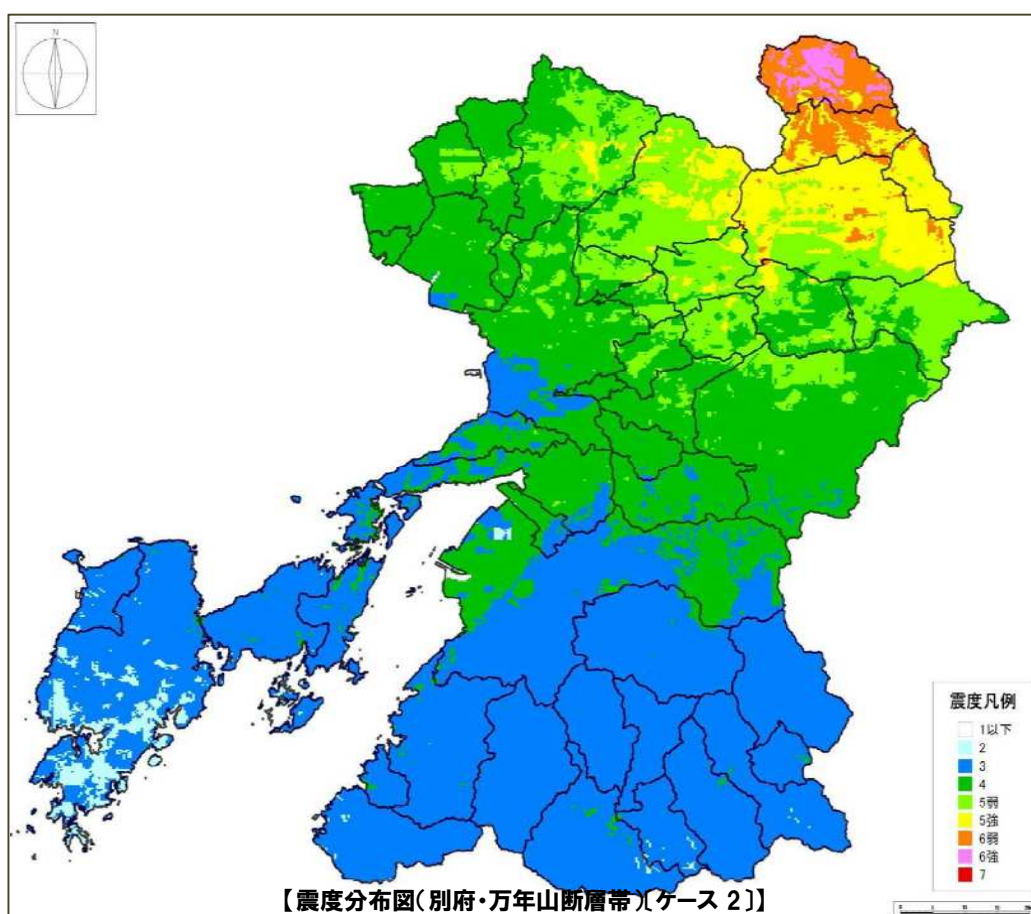
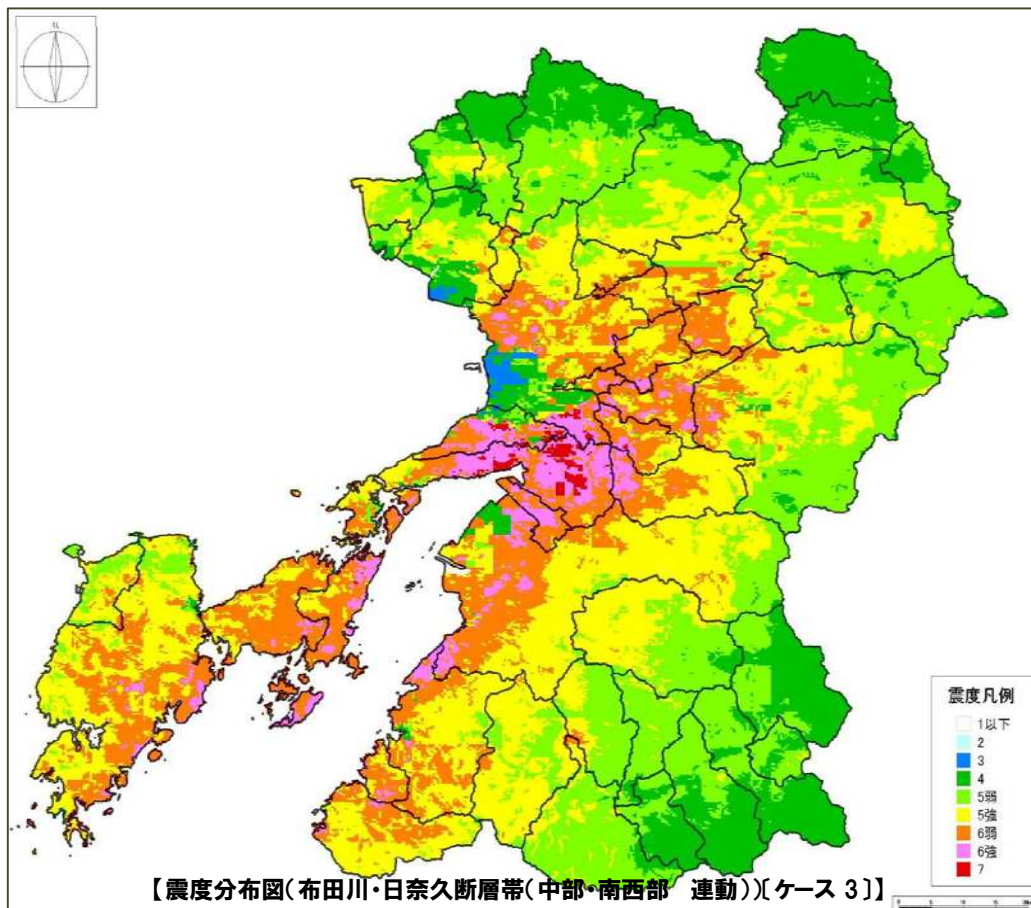
平成 24 年度第 2 回「熊本県地域防災計画検討委員会」（平成 25 年 3 月 11 日）資料をもとに作成

【熊本県内の想定震度】（この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。）

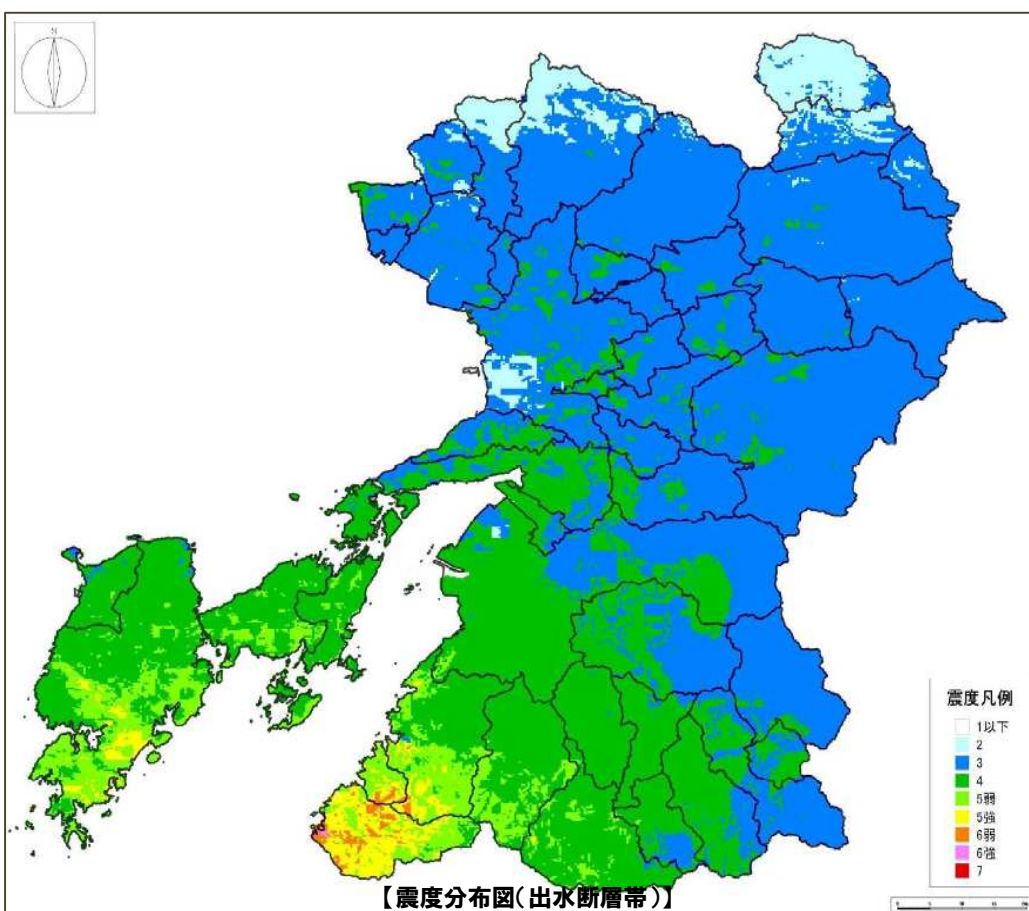
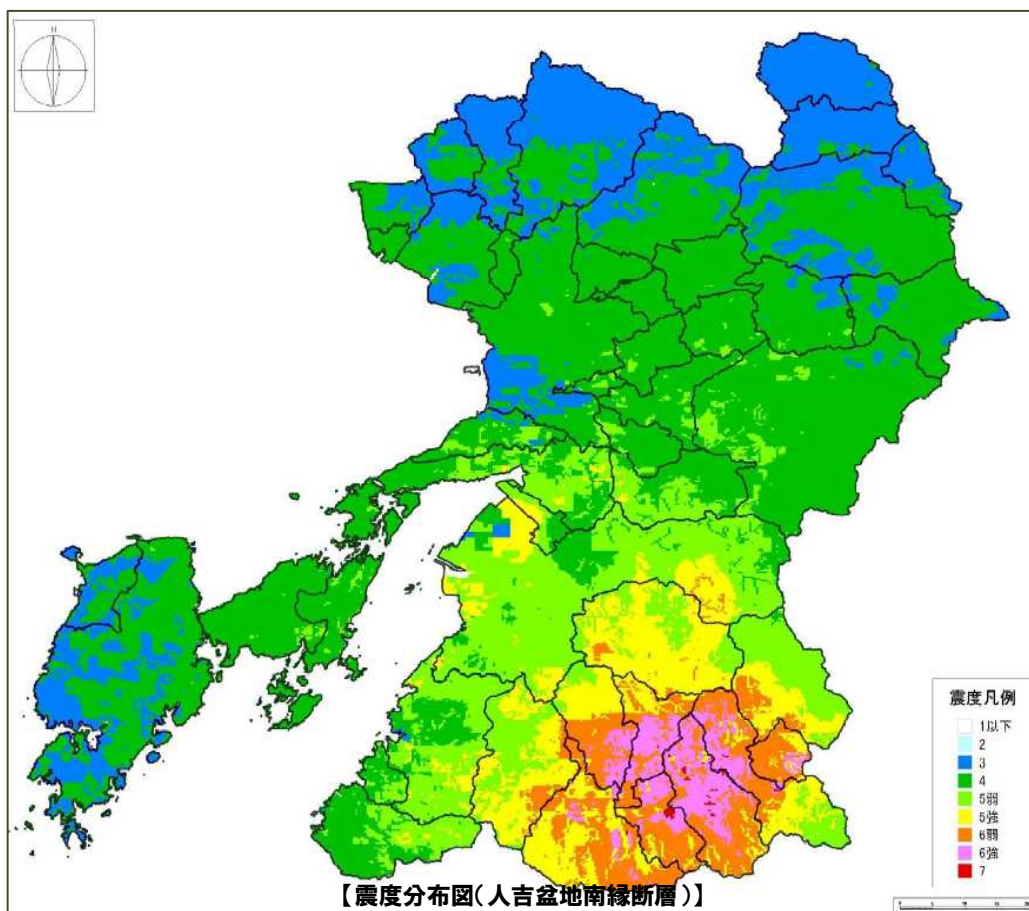
市町村名	布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の運動型 (注2)				別府・万年山断層帯 (注2)		人吉盆地 南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 (南東部)	最大値	南海トラフ (内閣府発表 最大値)
	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2					
(熊本県庁)	(5 強)	(5 強)	(5 強)	(5 強)	(4)	(4)	(4)	(3)	(4)	(5 強)	(一)
熊本市	7	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	6弱	7	5 強
八代市	7	6強	6強	6強	4	4	6弱	5強	5弱	7	5 強
人吉市	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	7	5強	4	7	5 強
荒尾市	5強	5強	5強	5強	5弱	5弱	4	4	6弱	6弱	5 弱
水俣市	6強	6強	6強	6強	3	3	5強	6強	4	6強	5 強
玉名市	6弱	6弱	6弱	6弱	4	5弱	4	4	6弱	6弱	5 強
山鹿市	5強	6弱	6弱	6弱	5強	5強	4	4	5強	6弱	5 強
菊池市	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	5弱	6弱	5 強
宇土市	7	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	5強	7	5 強
上天草市	7	7	7	7	4	4	5弱	5弱	5強	7	5 強
宇城市	7	7	7	7	5弱	5弱	5強	4	5強	7	6 弱
阿蘇市	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	5弱	6弱	6 弱
天草市	7	7	7	7	4	5強	5強	5強	5強	7	5 強
合志市	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5強	4	4	5弱	6弱	5 強
美里町	7	6強	6強	6強	5弱	5弱	6弱	4	5弱	7	5 強
玉東町	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5弱	5弱	4	5強	6弱	5 弱
南関町	5強	5強	5強	5強	5弱	5弱	4	4	5強	5強	5 弱
長洲町	5強	5強	5強	5強	4	4	4	4	6弱	6弱	5 強
和水町	5強	5強	6弱	5強	5弱	5強	4	4	5強	6弱	5 強
大津町	6弱	6弱	6強	6強	5強	5強	5弱	4	5弱	6強	5 強
菊陽町	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	5強	4	4	5弱	6弱	5 強
南小国町	5弱	5弱	5弱	5弱	6強	6強	4	3	4	6強	5 強
小国町	4	5弱	5弱	5弱	6強	6強	4	3	4	6強	5 強
産山村	5弱	5強	5強	5強	6弱	6弱	4	3	4	6弱	5 強
高森町	5強	6弱	6弱	6弱	5強	5強	5弱	4	4	6弱	6 弱
西原村	6弱	6強	6強	6強	5強	5強	5弱	4	5弱	6強	5 強
南阿蘇村	5強	6弱	6弱	6弱	6弱	6弱	5弱	4	5弱	6弱	5 強
御船町	6強	6強	6強	6強	5強	5弱	5弱	4	5弱	6強	5 強
嘉島町	6強	6強	6強	6強	4	4	5弱	4	5弱	6強	5 強
益城町	6強	7	7	7	5弱	5弱	5弱	4	5弱	7	5 強
甲佐町	7	7	7	7	4	4	5弱	4	5弱	7	5 強
山都町	6強	6強	6強	6強	5強	5強	5強	4	5弱	6強	6 弱
氷川町	7	6強	6強	6強	4	4	5強	4	5弱	7	5 強
芦北町	7	7	6強	6強	5弱	4	5強	6弱	5弱	7	5 強
津奈木町	6強	6強	6強	6強	4	4	5強	6弱	4	6強	5 強
錦町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	5弱	4	7	5 強
多良木町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	4	4	7	6 弱
湯前町	5強	5強	5強	5強	4	4	6強	4	4	6強	6 弱
水上村	5弱	5弱	5弱	5弱	4	3	6強	4	4	6強	6 弱
相良村	5強	5強	5強	5強	3	3	7	4	4	7	5 強
五木村	6弱	6弱	6弱	6弱	4	4	6弱	4	4	6弱	5 強
山江村	6弱	6弱	6弱	6弱	3	3	6強	4	4	6強	5 強
球磨村	6弱	6弱	6弱	6弱	3	4	6弱	5強	4	6弱	5 強
あさぎり町	5強	5強	5強	5強	4	4	7	4	4	7	6 弱
苓北町	6弱	6弱	6弱	6弱	3	4	4	5弱	5弱	6弱	5 弱

注1) 着色箇所は、各市町村において最大震度となるケース

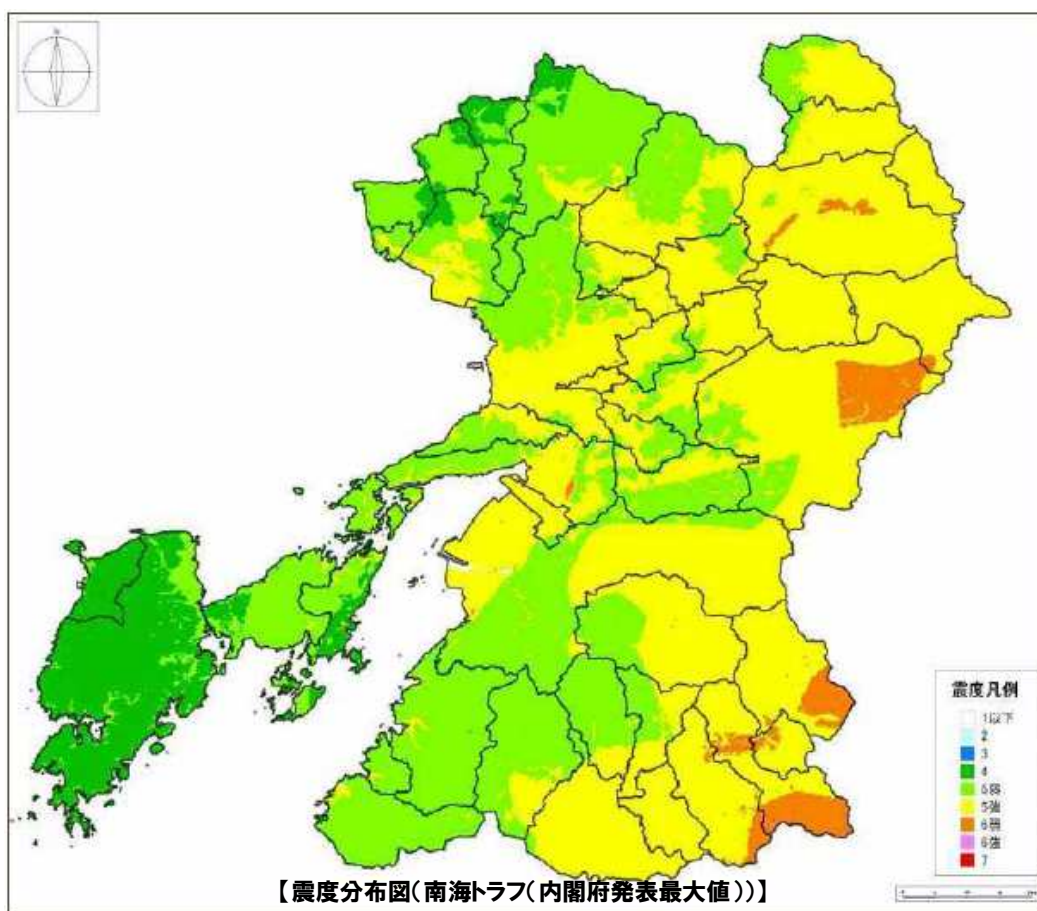
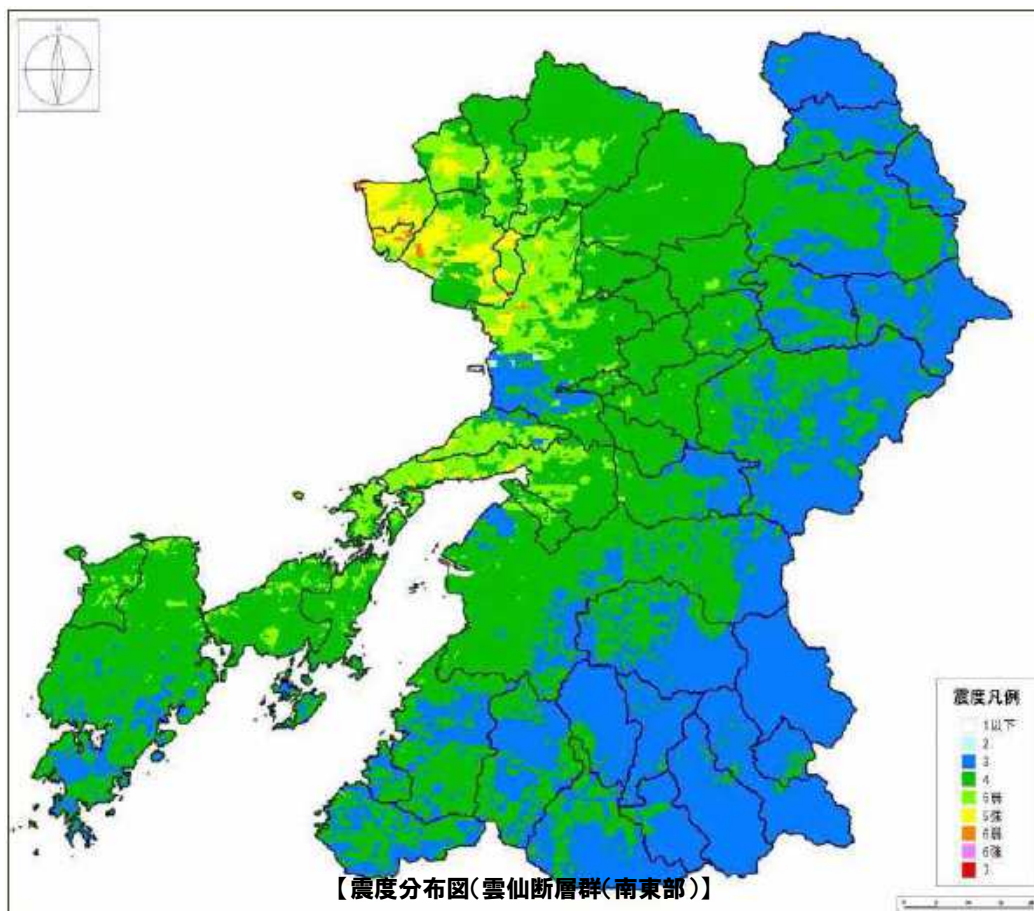
注2) 布田川・日奈久断層帯と別府・万年山断層帯は、J-SHIS（独立行政法人 防災科学技術研究所）が定める、各破壊開始点別のケースを検討



(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)



(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)



(この資料は、平成 25 年 3 月地域防災計画検討委員会時のものです。)

資料2 耐震診断・改修の流れと有効な耐震改修工事の例（参考）

○耐震診断・改修の流れ

耐震診断を行う

耐震診断は、一般的に「木造住宅の耐震診断と補強方法（（財）日本建築防災協会発行）」に基づき行われます。

- 予備調査
設計図書や、増改築の有無等の情報を集めます。
- 現地調査
現地で建物の現況を調査します。
- 耐震性能の評価
専門家が耐震診断を行い、住宅の耐震性能を評価します。
耐震性能を示す評点が1.0未満の場合には対策が必要です。

住宅の劣化状況や、問題点など耐震診断の結果を具体的に聞きましょう。

専門家が行う住宅の評点と判定

評点1.5 以上	評点1.0 以上 1.5 未満
倒壊しない	一応倒壊しない
評点0.7 以上 1.0 未満	評点0.7 未満
倒壊する 可能性がある	倒壊する 可能性が高い

耐震改修計画を立てる

耐震診断の結果に基づき、目的に応じた改修を検討します。

耐震改修計画による耐震改修工事前後の耐震性能の評価や、工事の内容と効果について、きちんと説明を受けましょう。

予算や工期、耐震改修後に求める耐震性能のレベルなど、要望をしっかりと伝え、不安な点、疑問点をなくすようにしましょう。

耐震改修の設計を行う

耐震改修計画に基づき、実施計画を行います。

改修箇所を示した平面図や写真を使って、説明を受けましょう。

耐震改修工事費の見積りを出す

耐震改修工事にかかる費用を算出します。

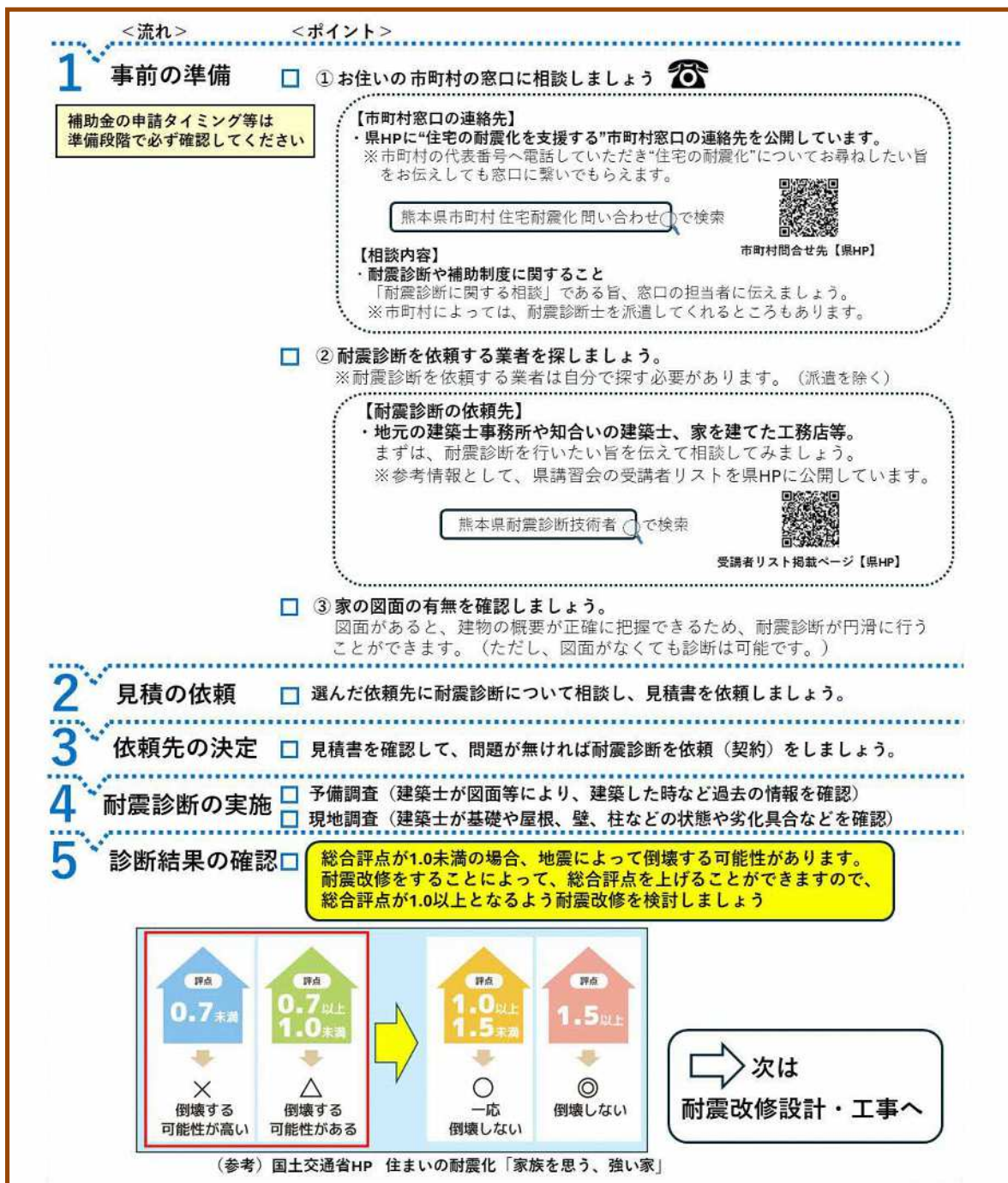
耐震改修工事の内容をきちんと理解し、工事金額の見積りを確認したうえで、契約しましょう。

耐震改修工事

耐震改修工事を実施します。

工事中の写真をしっかりと残してもらうようにしましょう。

○耐震診断の流れとポイント



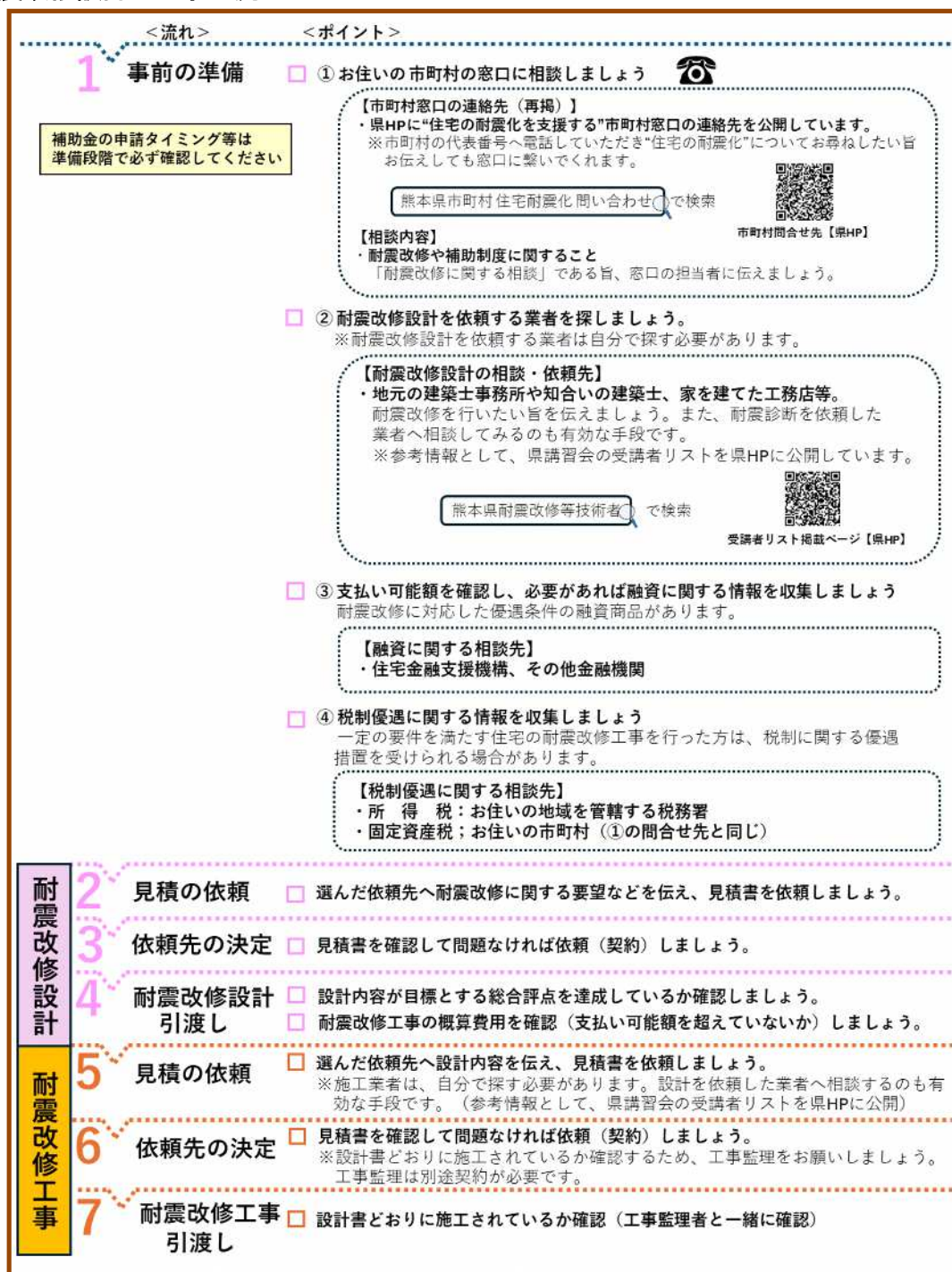
○耐震診断実施状況の例



【左】屋根裏の確認 【中】床下の確認 【右】基礎の劣化状況確認

(写真：熊本県)

○耐震改修設計・工事の流れとポイント



【ワンポイントアドバイス】

古くなった台所、トイレ、リビング等の内装リフォーム、段差解消等のバリアフリーリフォーム、断熱性向上の省エネリフォーム等と一緒に行うことで、経済面や工期の面で効率よく行うことができます。

※リフォーム等と併せて行う場合は、「マンガでわかる住宅リフォームガイド（（一社）住宅リフォーム推進協議会）」をご活用ください。マンガでわかりやすく解説されています。

○有効な耐震改修工事の例

●耐力壁の設置

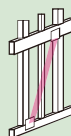
筋かいで耐力壁をつくる

筋かいは、地震時に左右両方向から力を受けることを考え、バランス良く設置します。

筋かいの接合部は

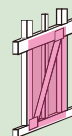
その補強金物により緊結する

金物にはそれぞれの筋かいに合ったものが用意されており、仕様どおり設置すれば非常に有効です。



面材で耐力壁をつくる

代表的なのは構造用合板ですが、その他各種ボード類を適切に施工した場合にもそれぞれに応じた耐力を有します。



●耐力壁をバランス良く配置

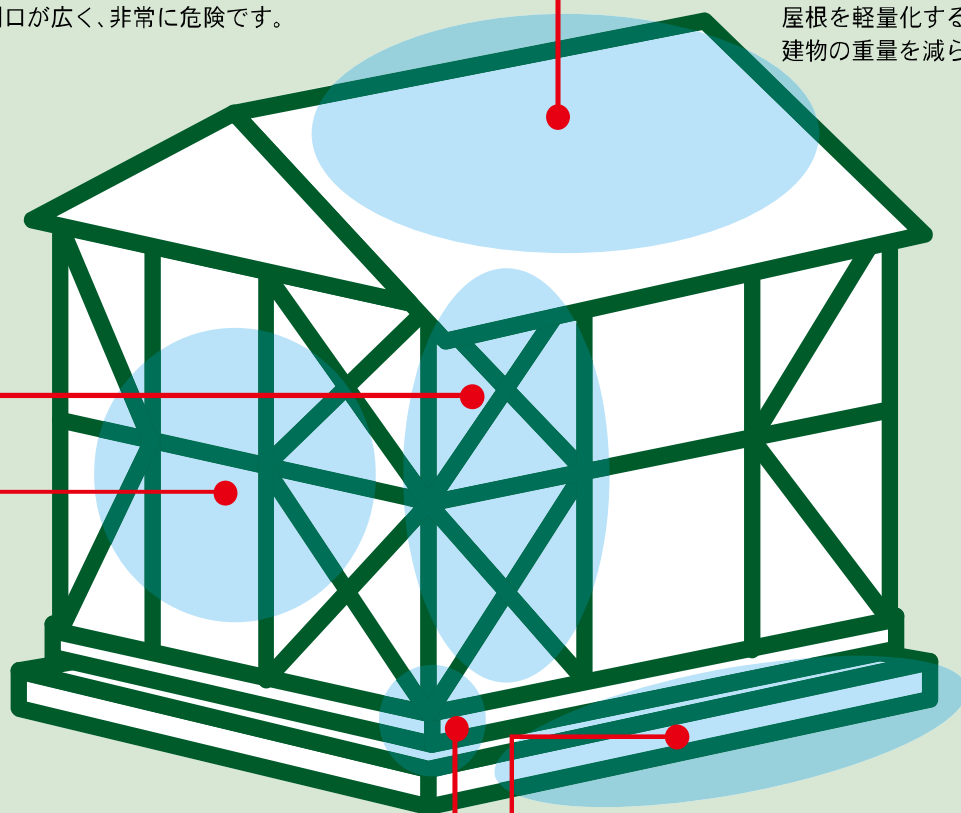
建物の平面バランスを良くする

日本の建築は、高温多湿という夏の風土条件に対応して開放的であり、特に南側には壁が少なく、また、店舗やガレージなども開口が広く、非常に危険です。

●建物の軽量化

屋根の軽量化

プランの制約上、どうしても耐力壁を増やすことができない、あるいは強い壁に交換することができない、といった場合には、屋根を軽量化することによって建物の重量を減らします。



●床面・小屋面を強くする

建物の一体性を高める

(耐力壁 + 床面、小屋面の強さ)

2階床面や小屋梁溝面を強くすることにより、地震の揺れを耐力壁に伝えます。

●基礎の補強

ひび割れのある鉄筋コンクリート基礎・

無筋コンクリート基礎の補強

ひび割れのある鉄筋コンクリート造の基礎は、ひび割れを補修します。無筋コンクリート造の基礎は鉄筋コンクリートの布基礎を抱き合わせるにより補強が可能です。

●柱、梁、土台の緊結

柱頭、柱脚は補強金物やアンカーボルトで土台や基礎に緊結する

特に筋かいを設置した耐力壁は、柱が土台から引き抜かれたり、土台が基礎から浮き上がったり、柱や筋かいが引き離されたりすることがあります。

●腐朽・劣化部の交換

土台の補強

土台は腐れや白蟻の被害を受けやすいので、定期的に点検・調査し、劣化したものは適切な工法により取り替える必要があります。なおこの時、土台と柱との緊結材の防腐・防蟻処理も行うことが必要です。

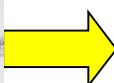
○耐震改修設計に基づいて行う耐震改修工事の例



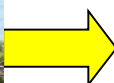
【左】壁の補強（筋交い） 【中】接合部を金物で補強 【右】壁の補強（合板）
（写真：熊本県）



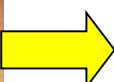
腐朽した柱や土台の交換（写真：静岡県）



基礎の補強（写真：愛媛県）



屋根の軽量化（写真：静岡県）



和室からLDKへのリフォームと同時に耐震改修した例（写真：鳥取県）

○耐震改修工事の費用や期間はどのくらいかかる？

旧耐震基準の木造住宅について、耐震診断から耐震改修（総合評点 1.0 未満⇒1.0 以上）までを実施した事例を紹介します。（総合評点とは、耐震性を数値で評価したものです。）

【概要】

築造年
昭和48年

階数
2階建て

延べ面積
128.60㎡

工事中の居住
居住あり

項目	日数※	費用	補助額	自己資金
耐震診断	10日	12.5万円	11.95万円	0.55万円
補強設計	30日	38万円	157.5万円	92.5万円
改修工事	30日	181万円		
工事監理		31万円		
合計	70日	262.5万円	169.45万円	93.05万円

※契約から完了までの日数

【総合評点】

補強前 **0.380**
▼
補強後 **1.081**

壁の補強状況
(写真：熊本県)

壁の補強（筋交い）
(写真：熊本県)

○耐震改修工事の「点検商法」等のトラブルには注意しましょう！

「無料で点検する」や「役所から調査を頼まれた」等と嘘をついて訪問し、点検した後に「今すぐ工事しないと危険」等と不安感をあおり、「今だけキャンペーン」や「今なら特別に安くする」と、巧妙に契約を勧め、工事、商品やサービスを契約させる詐欺的商法です。特に高齢者だけが住む家が狙われやすい傾向にあります。

トラブルを防ぐための対策としては、

- ・ その場では即断や契約をせず、家族や専門家等に相談する。
- ・ 相手の会社名、氏名を確認し、信頼できる業者か確認する。
- ・ 他の業者にも見積りを依頼し、内容と価格を比較する。
- ・ 不安に感じたら、消費生活センター等に相談する。



契約トラブル等に関する相談は、

天草市消費生活センター	0969-22-6677	（土日祝年末年始除く 9時～17時）
消費者ホットライン（いやや）	188	（平日 9時～17時、土日祝 10時～16時）
住まいのダイヤル	03-3556-5147	（土日祝年末年始除く 10時～17時）
警察相談専用電話	#9110	（平日 8時30分～17時15分）

資料3 身近なところからできる地震への備え（参考）

地震に備えて、どのような対策ができるか、家族で話しあってみましょう。

対策なし



対策あり



リビング



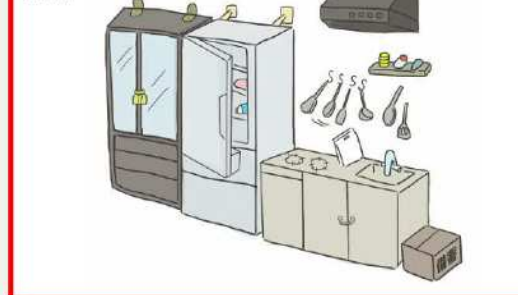
リビング



台所



台所



玄関



玄関

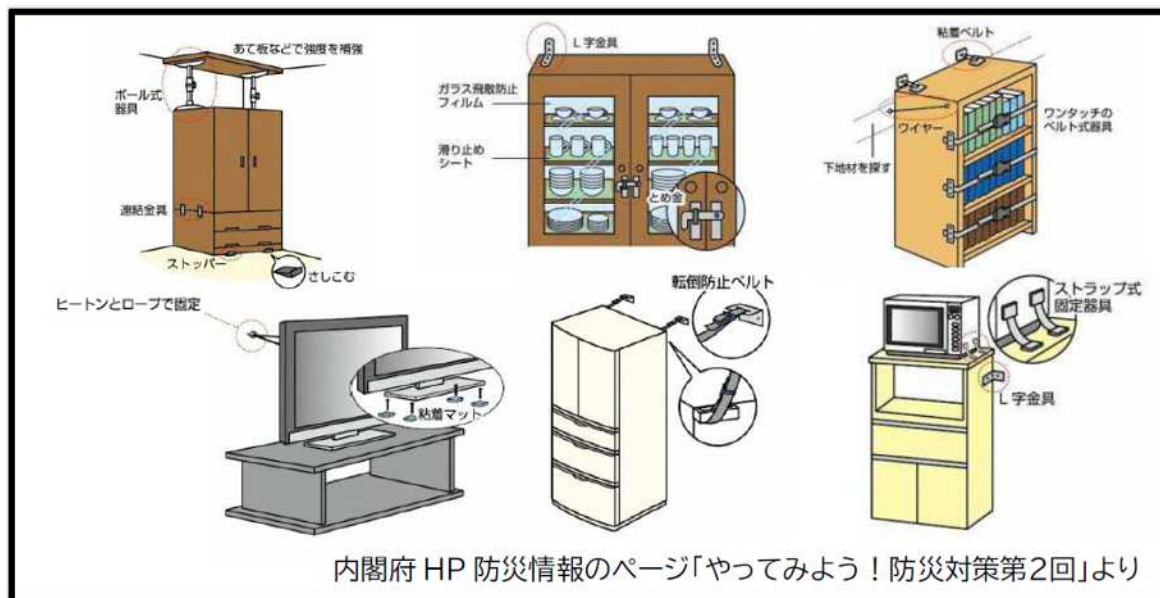


住宅の耐震性を高めるだけでは、全ての被害を防ぐことはできません。

身近なところでできることはたくさんあります。できることから、実践してみましょう。

1. 家具、電化製品等の倒れやすいものは、固定することで、転倒を防ぐことができます。

タンスや本棚が倒れて、ドアが開かなくなることもあります。固定したり、高さが低いものを使用することで、避難経路を防がないようにしましょう。

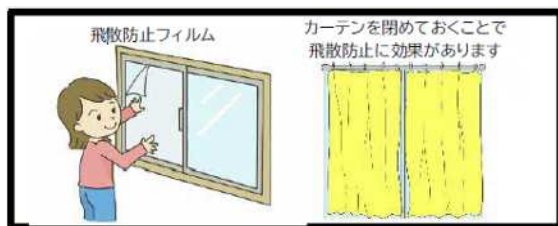


内閣府 HP 防災情報のページ「やってみよう！防災対策第2回」より

2. 地震が発生した場合、家の中にも危険が潜んでいます。ケガを防ぐことを考えましょう。

①窓ガラスや鏡の飛散

飛散防止フィルムを貼ったり、カーテンを閉めておくことで、ガラス等の飛散防止に効果があります。



②食器や本、照明等の落下や家具の転倒

揺れを感じたら、まず丈夫な机やテーブルなどの下に身を隠しましょう。日ごろから身を隠せるスペースを確保しましょう。



3. 取り出しやすい場所に必要な物を準備しておく、安全に避難行動をとることができます。

地震によって、ガラスや鏡が割れて飛び散っていたり、様々なものが散乱しているため、安全に安心して避難行動ができるようスリッパや靴を用意しましょう。



夜間に地震が発生し停電により照明がつかない場合があります。安全に避難行動ができるよう枕横（付近）に懐中電灯等を用意しましょう。



自宅で避難生活を送るための備蓄品に加え、屋外への避難に必要なもの、あると便利なものを「非常用持ち出し袋」に事前に準備し、玄関先等、避難時に持ち出しやすい場所に置いておきましょう。

災害の備えチェックリスト（保存版）

※内閣府政策統括官（防災担当）および内閣府男女共同参画局による監修資料を基に県が一部加筆

- ☐ 水（1人1日あたり3リットル）
- ☐ 食品
（ご飯（アルファ米等）、レトルト食品、
ビスケット、チョコ、乾パン等）

※水、食品ともに最低3日分の用意を！

- ☐ 防災用ヘルメット・防災ずきん
- ☐ 衣類・下着
- ☐ レインウェア
- ☐ 紐なしのズック靴
- ☐ 懐中電灯（※手動充電式が便利）
- ☐ 携帯ラジオ（※手動充電式が便利）
- ☐ ビニール袋
- ☐ 予備電池・ろうそく
- ☐ 救急用品
（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬等）
- ☐ 使い捨てカイロ
- ☐ ブランケット

- ☐ 軍手
- ☐ 洗面器具
- ☐ 歯ブラシ・歯磨き粉
- ☐ タオル
- ☐ ペン・ノート

感染症対策にも有効です！

- ☐ マスク
- ☐ 手指消毒用アルコール
- ☐ 石けん・ハンドソープ
- ☐ ウェットティッシュ
- ☐ 体温計

一緒に持ち出そう！

- ☐ 貴重品
（通帳、現金、パスポート、運転免許証、
病院の診察券、マイナンバーカード等）

こどものための備え

- ☐ 粉ミルク（アレルギー用含む）又は液体ミルク
- ☐ 使い捨て哺乳瓶
- ☐ 離乳食
- ☐ 携帯カトラリー
- ☐ こども用紙オムツ
- ☐ お尻ふき
- ☐ 携帯用お尻洗浄機
- ☐ ネックライト
- ☐ 抱っこひも
- ☐ こどもの靴

女性のための備え

- ☐ 生理用品
- ☐ おりものシート
- ☐ サニタリーショーツ
- ☐ 中身の见えないゴミ袋
- ☐ 防犯ブザー/ホイッスル

高齢者のための備え

- ☐ 大人用紙パンツ
- ☐ 杖
- ☐ 補聴器
- ☐ 介護食
- ☐ 入れ歯・入れ歯用洗浄液
- ☐ 吸水パッド
- ☐ デリケートゾーンの洗浄剤
- ☐ 持病の薬
- ☐ お薬手帳のコピー

資料4 外出時に地震にあったら（参考）

<人が大勢いる施設（大規模店舗等の集客施設）にいるとき>

【スーパー・デパートでは】

- ・事前に避難口や避難経路を確認しておきましょう。
- ・鞆や買い物かごなどで頭を保護し、ショーケースなどの倒れやすいものから離れましょう。
- ・慌てて出口に殺到せず、慌てずに係員の指示に従いましょう。
- ・エレベーターやエスカレーターが動いていたとしても、避難に利用するのは危険なため、必ず階段を使いましょう。また、エスカレーターが止まっている場合も階段としては使わないようにしましょう。



【映画館・劇場では】

- ・事前に避難口や避難経路を確認しておきましょう。
- ・鞆等で頭を保護し、座席の間に身を隠して、揺れが収まるのを待ちましょう。
- ・天井からの落下物や窓ガラス等に注意しながら安全な場所に避難しましょう。
- ・停電しても誘導灯や非常灯が付きますので、慌てずに、係員の指示に従いましょう。
- ・避難の際は、緑の誘導灯を確認するようにしましょう。
- ・慌てて出口や階段に殺到しないようにしましょう。



<エレベーターに乗っているとき>

- ・全ての階のボタンを押すと、最寄りの階に停止します。最初に停止した階で降りて避難しましょう。
- ・地震の時は同様に閉じこめられている人も大勢いると予想されます。救助にすぐに駆けつけてくれるとは限りません。エレベーターに閉じこめられても、焦らず冷静になって「非常用呼び出しボタン」等での連絡を取る努力をしましょう。
- ・閉じ込められる人のため、エレベーター設置者は、簡易トイレ等の防災用品が入ったエレベーター防災キャビネットの設置を検討しましょう。



<屋外にいるとき>

- ・ブロック塀や電柱、自動販売機が倒れてくることもありますので、そばから離れましょう。
- ・ビルの壁、看板や割れた窓ガラスなど落ちてくることもあります。鞆等で頭を保護し、できるだけ建物から離れましょう。



（参考）総務省消防庁 防災マニュアル -震災対策啓発資料-

資料 5. 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

最終改正：令和 7 年 5 月 30 日法律第 47 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第 3 条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第 2 章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第 4 条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第 1 項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表し

なければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地に接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居

を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- 五 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第1号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第3項第5号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第3章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第7条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等)

第8条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

- 2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

(耐震診断の結果の公表)

第9条 所管行政庁は、第7条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第3項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

(通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担)

第10条 都道府県は、第7条第2号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第7条第3号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等)

第12条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案

して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第 13 条 所管行政庁は、第 8 条第 1 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第 7 条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第 14 条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第 5 条第 3 項第 2 号若しくは第 3 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第 6 条第 3 項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第 15 条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第 1 号から第 3 号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第 2 号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第 3 号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第 16 条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第 4 章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第 17 条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第 1 項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第 4 号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第 1 項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建

建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画(2 以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第 5 号ロ及び第 6 号ロにおいて同じ。)に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物(建築基準法第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。)である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第 27 条第 2 項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第 27 条第 2 項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第 8 項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第 1 項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。)に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(イ及び第 9 項において「建蔽率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは第 1 号及び第 2 号に掲げる基準のほか次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第 1 項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第 93 条の規定は所管行政庁が同法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第

18 条第 2 項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第 93 条の 2 の規定は所管行政庁が同法第 6 条第 1 項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、同条第 2 項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第 3 条第 2 項の規定の適用を受けている建築物等であつて、第 3 項第 1 号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第 3 項第 3 号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第 3 項第 4 号の建築物については、建築基準法第 27 条第 2 項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第 3 項第 5 号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第 3 項第 6 号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第 1 項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第 6 条第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（計画の変更）

第 18 条 計画の認定を受けた者（第 28 条第 1 項及び第 3 項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

（計画認定建築物に係る報告の徴収）

第 19 条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第 1 項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第 20 条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第 21 条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

第 22 条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規

定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

第 23 条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第 2 項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

第 24 条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 6 章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第 25 条 耐震診断が行われた区分所有建築物（2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第 25 条第 1 項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第 34 条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第 49 条第 1 項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第 1 項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第 26 条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第 27 条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指

示をすることができる。

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第 7 章 建築物の耐震改修に係る特例（略）

第 8 章 耐震改修支援センター（略）

第 9 章 罰則（略）

附 則

（施行期日）

第 1 条 （略）

（機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

第 2 条 （略）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第 3 条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であつて、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であつて当該要安全確認計画記載建築物に係る第 7 条各号に定める期限が平成 27 年 12 月 30 日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第 14 条第 2 号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

- 2 第 7 条から第 13 条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第 14 条及び第 15 条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第 8 条、第 9 条及び第 11 条から第 13 条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前条」とあり、並びに第 9 条及び第 13 条第 1 項中「第 7 条」とあるのは「附則第 3 条第 1 項」と、第 9 条中「前条第 3 項」とあるのは「同条第 3 項において準用する前条第 3 項」と、第 13 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」とあるのは「附則第 3 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第 8 条第 1 項の規定による命令に違反した者は、100 万円以下の罰金に処する。

- 5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

(以下略)

資料 6. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（平成 7 年政令第 429 号）

最終改正：令和 6 年 10 月 11 日政令第 312 号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第 1 条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 3 項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 148 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 （略）

（都道府県耐震改修促進計画に記載することができる公益上必要な建築物）

第 2 条 法第 5 条第 3 項第 1 号の政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げる施設である建築物とする。

一 診療所

二 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設

三 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業の用に供する施設

四 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 11 項に規定するガス事業の用に供する施設

五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）第 2 条第 3 項に規定する液化石油ガス販売事業の用に供する施設

六 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業又は同条第 4 項に規定する水道用水供給事業の用に供する施設

七 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道又は同条第 4 号に規定する流域下水道の用に供する施設

八 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 2 項に規定する熱供給事業の用に供する施設

九 火葬場

十 汚物処理場

十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。次号において「廃棄物処理法施行令」という。）第 5 条第 1 項に規定するごみ処理施設

十二 廃棄物処理法施行令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる産業廃棄物の処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

十三 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業の用に供する施設

十四 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する軌道の用に供する施設

十五 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設

- 十六 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する施設
- 十七 自動車ターミナル法（昭和 34 年法律第 136 号）第 2 条第 8 項に規定する自動車ターミナル事業の用に供する施設
- 十八 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する港湾施設
- 十九 空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 2 条に規定する空港の用に供する施設
- 二十 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 2 号に規定する基幹放送の用に供する施設
- 二十一 工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業の用に供する施設
- 二十二 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画において災害応急対策に必要な施設として定められたものその他これに準ずるものとして国土交通省令で定めるもの

（耐震不明建築物の要件）

第 3 条 法第 5 条第 3 項第 1 号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年 6 月 1 日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 22 項若しくは第 26 項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第 137 条の 14 第 1 号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が 2 以上ある建築物にあっては、当該 2 以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定を受けた全体計画に係る 2 以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第 137 条の 2 第 3 号に掲げる範囲内の増築又は改築の工事であって、増築又は改築後の建築物の構造方法が同号イに適合するもの
- 三 建築基準法施行令第 137 条の 12 第 1 項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（通行障害建築物の要件）

第 4 条 法第 5 条第 3 項第 2 号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が 12 メートル以下のときは 6 メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が 12 メートルを超えるときは 6 メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えた数値を超える建築物（次号に掲げるものを除く。）
 - イ 当該前面道路の幅員が 12 メートル以下の場合 6 メートル
 - ロ 当該前面道路の幅員が 12 メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが 25 メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、8 メートル以上 25 メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、2 メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するもの

(要安全確認計画記載建築物に係る報告及び立入検査)

第5条 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、当該要安全確認計画記載建築物につき、当該要安全確認計画記載建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震改修の状況（法第7条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第13条第1項の規定により、その職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地又は要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、当該要安全確認計画記載建築物並びに当該要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第6条 法第14条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 診療所
- 三 映画館又は演芸場
- 四 公会堂
- 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 六 ホテル又は旅館
- 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）寄宿舎又は下宿
- 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 遊技場
- 十二 公衆浴場
- 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十五 工場
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
- 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第14条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所階数2及び床面積の合計500平方メートル
- 二 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数2及び床面積の合計1,000平方メートル
- 三 学校（幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。）病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数3及び床面積の合計1,000平方メートル

四 体育館 階数 1 及び床面積の合計 1,000 平方メートル

- 3 前項各号のうち 2 以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第 14 条第 1 号の政令で定める規模は同項の規定にかかわらず同項各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件)

第 7 条 法第 14 条第 2 号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く。）
 - 二 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類又は同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類
 - 三 マッチ
 - 四 可燃性のガス（次号及び第 6 号に掲げるものを除く。）
 - 五 圧縮ガス
 - 六 液化ガス
 - 七 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第 14 条第 2 号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第 6 号及び第 7 号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が 1 気圧の状態における数量とする。）とする。
- 一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10 トン
 - ロ 爆薬 5 トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50 万個
 - ニ 銃用雷管 500 万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5 万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500 キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2 トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
 - 二 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
 - 三 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類 30 トン
 - 四 危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類 20 立方メートル
 - 五 マッチ 300 マッチトン
 - 六 可燃性のガス（次号及び第 8 号に掲げるものを除く。） 2 万立方メートル
 - 七 圧縮ガス 20 万立方メートル
 - 八 液化ガス 2,000 トン
 - 九 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20 トン
 - 十 毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200 トン

- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

(所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件)

第8条 法第15条第2項の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 十七 幼稚園、小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第14条第2号に掲げる建築物

- 2 法第15条第2項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。

- 一 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計2,000平方メートル
- 二 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所床面積の合計750平方メートル
- 三 小学校等床面積の合計1,500平方メートル
- 四 前項第19号に掲げる建築物床面積の合計500平方メートル

- 3 前項第1号から第3号までのうち2以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第15条第2項の政令で定める規模は、前項の規定にかかわらず、同項第1号から第3号までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同項第1号から第3号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(特定既存耐震不適格建築物に係る報告及び立入検査)

第9条 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、これらの特定既存耐震不適格建築物につき、当該特定既存耐震不適格建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第15条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定既存耐震不適格建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの及び法第15条第2項第4号に掲げる特定既存耐震不適格建築物、これらの特定既存耐震不適格建築物の敷地又はこれらの特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、当該特定既存耐震不適格建築物並びに当該特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(基準適合認定建築物に係る報告及び立入検査)

第10条 所管行政庁は、法第24条第1項の規定により、法第22条第2項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る基準適合認定建築物につき、当該基準適合認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該基準適合認定建築物の耐震診断の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第24条第1項の規定により、その職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地又は基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、当該基準適合認定建築物並びに当該基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(要耐震改修認定建築物に係る報告及び立入検査)

第11条 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、当該要耐震改修認定建築物につき、当該要耐震改修認定建築物の設計及び施工並びに構造の状況に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該要耐震改修認定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第27条第4項の規定により、その職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地又は要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、当該要耐震改修認定建築物並びに当該要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第12条 法第29条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

附 則

(施行期日)

第1条 （略）

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

第2条 法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 第8条第1項各号に掲げる建築物であること。ただし、同項第19号に掲げる建築物（地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれがあるものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し、又は処理しようとするものに限る。）にあつては、その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、当該危険

物の区分に応じ、国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。

二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計（当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）以上のものであること。

イ 第8条第1項第1号から第7号まで又は第9号から第16号までに掲げる建築物（体育館（一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。）を除く。）階数3及び床面積の合計5,000平方メートル

ロ 体育館 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル

ハ 第8条第1項第8号又は第18号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数2及び床面積の合計5,000平方メートル

ニ 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所階数2及び床面積の合計1,500平方メートル

ホ 小学校等 階数2及び床面積の合計3,000平方メートル

ヘ 第8条第1項第19号に掲げる建築物 階数1及び床面積の合計5,000平方メートル

三 第3条に規定する建築物であること。

2 前項第2号イからホまでのうち2以上に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法附則第3条第1項の政令で定める既存耐震不適格建築物は、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第3号に掲げる要件のほか、同項第2号イからホまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ同号イからホまでに定める階数及び床面積の合計以上のものであることに相当するものとして国土交通省令で定める要件に該当するものとする。

（要緊急安全確認大規模建築物に係る報告及び立入検査）

第3条 第5条の規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、同条中「法第13条第1項」とあるのは「法附則第3条第3項において準用する法第13条第1項」と、同条第1項中「法第7条」とあるのは「法附則第3条第1項」と読み替えるものとする。

（以下略）

資料 7. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（抜粋）

平成 18 年 1 月 25 日

国土交通省告示第 184 号

最終改正 令和 7 年 7 月 17 日 国土交通省告示第 535 号

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城県内陸地震、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。この震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。また、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。さらに、令和 6 年 1 月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じた。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震化については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、災害対策の推進に係る基本的な事項を定めた国土強靱化基本計画（令和 5 年 7 月閣議決定）及び防災基本計画（昭和 38 年 6 月中央防災会議決定。令和 6 年 6 月修正）、今後の発生が懸念される大規模地震への対策をとりまとめた南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和 7 年 7 月中央防災会議決定）、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画（令和 4 年 9 月中央防災会議決定）においても推進すべき施策として位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリス

トを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物（法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。）の所有者に対して、法第 12 条第 1 項（法附則第 3 条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ロ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する

安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。特に、所有者等が高齢者である住宅の耐震化においては、自己資金の調達についても課題となっている。

こうしたことを踏まえ、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度の普及に努めることで、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化、所有者等が高齢者である住宅の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。また、省エネ改修やバリアフリー改修の機会を捉えた耐震改修の実施、段階的な耐震改修の実施等の取組を行うことも考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第5条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅の耐震性能検証、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

令和5年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,570万戸のうち、約570万戸（約10パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約90パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から20年間でおおむね半減し、そのうち耐震改修によるものは20年間で約100万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物については、令和6年3月31日時点で耐震診断結果が公表された約1万1,000棟のうち、約820棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率（耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうちに耐震診断により耐震性を有することが確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいう。以下同じ。）は約93パーセントである。

要安全確認計画記載建築物のうち、法第7条第1号に掲げるものについては、令和6年3月31日時点で耐震診断結果が公表された約1,600棟のうち約240棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約85パーセントである。また、要安全確認計画記載建築物のうち、法第7条第2号及び第3号に掲げるものについては、令和6年3月31日時点で耐震診断結果が公表された約7,300棟のうち、約4,100棟が耐震性が不十分であり、耐震性不足解消率は約44パーセントである。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、いずれも耐震性が不十分なものをおおむ

ね解消することを目標とする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、耐震改修の有効性、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、要安全確認計画記載建築物で緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化の状況を記載した地図（以下「避難路沿道耐震化状況マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第5条第3項第1号及び第2号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第5条第3項第1号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第5条第4項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第5条第3項第2号又は第3号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第2号に規定する組積造の塀については、規則第4条の2の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。さらに、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきであ

る。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第 6 条第 3 項第 1 号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二つの目標を踏まえ、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。さらに、緊急輸送道路については、沿道の建築物の耐震化や橋梁の耐震補強、高盛土の対策、無電柱化等について連携を図りながら一体的に推進することが重要であり、道路部局等関係機関と密に連携し、施策の推進を図ることが考えられる。

法第 6 条第 3 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば

緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。この場合、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第2号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物の塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップや避難路沿道耐震化状況マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。また、住宅の建て方別の耐震化の状況の把握や地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁である市町村は、法第12条第3項（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定及び法第25条第2項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第22条第2項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

附 則（略）

（別添）

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（略）

資料 8. 天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、天草市建築物耐震改修促進計画に基づき、戸建て木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事及び耐震シェルター工事を行う者に対する補助金の交付に関して天草市補助金等交付規則（平成 18 年天草市規則第 48 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要領に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、天草市の市税を滞納していないものとする。
- (3) 戸建て木造住宅 一戸建ての木造住宅（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「2012 年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲げる一般診断法又は精密診断法（熊本県建築物の耐震改修の計画の認定に関する添付書類等を定める規則（平成 26 年 6 月 24 日規則第 31 号）第 3 条（1）に定める建築物耐震診断評価書類等を添付する場合を除き、限界耐力計算及び時刻歴応答計算による方法を除く。）
 - イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく国土交通省告示第 184 号別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第 1 項第一号に示される方法
- (5) 上部構造評点 耐震診断により、地震に対する安全性を点数で示したものをいう。
- (6) 耐震改修設計 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として実施する耐震改修工事の計画策定を行うことをいう。
- (7) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき上部構造評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とするための工事をいう。
- (8) 建替え設計 原則として同一敷地内で、上部構造評点が 1.0 未満の既存の戸建て木造住宅 1 棟すべてを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。
- (9) 建替え工事 建替え設計に基づいて行う工事をいう。
- (10) 耐震シェルター工事 地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住

者の命を守るため、次のいずれかに該当するシェルターを設置する工事をいう。

ア 熊本県及び他都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、その都道府県で補助対象工法として認められたもの

イ 国土交通大臣又は公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

ウ 市長が上記ア又はイと同等以上と認めたもの

(11) 設計者 耐震診断及び耐震改修設計を行う建築士（建築士法第2条第1項に規定する建築士をいう。）で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた耐震診断士

イ 上記アに該当する者のほか、市長が認めた者

(12) 工事監理者 建築士法第2条第8項に規定する工事監理を行う前号に規定する者をいう。

(13) 施工者 耐震改修設計に基づき、耐震改修工事を実施する者をいう。

(14) 高齢者等 次に掲げるいずれかの者又は世帯をいう。

ア 高齢者（65歳以上）

イ 直近の年度の個人市民税・県民税（住民税）が課税されていない世帯

ウ 障がいのある方等で市長が認める者

（補助金の交付対象）

第3条 当該補助事業の目的、補助事業の内容、補助対象経費、補助金の額等は別表に定めるとおりとする。

2 この要領に基づく補助金の交付は、本要領又は他の要綱等に基づく同一事業への補助金の交付を過去に受けたことがないものに限る。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び事業着手）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事

業に着手するものとする。

ただし、耐震改修工事に関する契約は、第 13 条第 3 項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うこととすることができる。

（変更申請）

第 7 条 補助事業者は、第 5 条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第 6 号）に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得るものとする。

2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第 8 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第 8 号）により市長に届け出るものとする。。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、第 1 項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（完了期日の変更）

第 9 条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第 9 号）により市長に報告し、その指示を受けるものとする。

（補助事業の遂行）

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行するものとする。

（状況報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

（遂行命令）

第 12 条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修設計完了の報告）

第 13 条 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助対象となる者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに耐震改修設計完了報告（及び補助金交付変更承認申請）書（様式第 10 号）に市長が別に定める書類を添えて市長

に提出するものとする。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、前項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を得るものとする。

3 市長は、提出された第1項の報告書及び第2項の申請書の内容を審査し、その結果を耐震改修設計完了確認（及び補助金交付決定変更承認）通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助に係る耐震改修工事の着工）

第13条の2 耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助の補助事業者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

（中間検査）

第13条の3 補助事業者は、耐震改修工事における耐震補強の状況を目視確認できる時期に達した場合、耐震改修工事中間検査申請書（様式第12号）に次に掲げる関係書類を添えて市長に提出し、工事監理者の立会いのもと、市長が行う中間検査を受けるものとする。

（1）耐震改修工事及びその工事監理に係る契約書の写し

（2）耐震改修図面

（3）その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかに中間検査を行うものとする。

3 市長は、前項により中間検査を実施した場合、その結果を耐震工事中間検査結果通知書（様式第13号）により補助事業者へ通知するものとする。

4 市長は、中間検査の結果、耐震改修工事が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修工事が適切に行われるよう補助事業者へ指導するものとする。この場合において、補助事業者が指導に従わないときは、市長は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（完了実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第14号）に市長が別に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第16号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第16条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第17号）に次に掲げる

関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書の写し

(2) 補助対象事業に係る領収書の写し

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第15条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

(1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第8条第2項若しくは第3項、第13条第4項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第19号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示するものとする。

(完了後の報告等)

第20条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。

(代理受領)

第21条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第4条第1項の規定による補助金交付申請書又は第14条の規定による完了実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状（様式第24号）を市長に提出するものとする。

(代理受領の変更)

第22条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届（様式第25号）を市長に提出するものとする。。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届（様

式第26号)を市長に提出するものとする。

(規定の準用)

第23条 第21条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第16条から第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金請求書」とあるのは「代理受領補助金請求書」と読み替える。

(1) 補助金の請求及び交付

(2) 補助金の取消し

(3) 補助金の返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金請求書(様式第27号)には、次に掲げる書類を添えること。

(1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書

(2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(補則)

第24条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

第1条 この要領は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 この要領の施行前に着手又は完了した事業については、第6条及び第13条の規定を除き、本要領の規定を適用する。

3 この要領の施行後3カ月以内に着手又は完了した事業についても、市長がやむを得ないと認める場合は、第6条及び第13条の規定を除き、本要領の規定を適用することができる。

附 則

第1条 この要領は、平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 この要領の施行前に着手又は完了した事業については、第6条及び第13条の規定を除き、本要領の規定を適用する。

3 この要領の施行後3カ月以内に着手又は完了した事業についても、市長がやむを得ないと認める場合は、第6条及び第13条の規定を除き、本要領の規定を適用することができる。

附 則

第1条 この要領は、平成30年9月21日から施行する。

(耐震改修設計に対する経過措置)

2 平成30年4月1日からこの要領の施行の日前までにこの要領による改正前の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定により交付決定を受けて行われた耐震改修設計は、当該耐震改修設計が完了していないものに限り、この要領による改正後の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定による耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業への変更申請の対象とすることができる。

(建替え工事に対する経過措置)

3 平成30年4月1日からこの要領の施行の日前までにこの要領による改正前の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定によりなされた建替え工事に係る交付決定は、当該建替え工事が完了していないものに限り、この要領による改正後の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定によりなされた交付決定とみなす。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条)

補助事業名	耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修設計及び耐震改修工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は平成 28 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 6 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの 7 本要領又は他の要綱等に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修工事費の見積り作成に要する費用及び工事監理に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（少なくとも耐震改修工事に要する費用を含む場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）ただし、改修前の上部構造評点が 1.0 以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。
補助率	① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 耐震改修工事に要する費用の 10 分の 9 以内 ② 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 耐震改修工事に要する費用の 60 分の 53 以内
補助金の額	① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 157.5 万円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 20 万円のいずれか低い方の額 ② 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 132.5 万円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事に要する費用を本事業の対象としない場合は、耐震改修設計に要する費用に補助率を乗じて得た額

	(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 又は 20 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること。 2 耐震改修工事は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくものであること。 3 耐震改修工事後の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。 4 耐震改修工事は、工事監理者が工事監理するものであること。 5 附則（平成 30 年 6 月 8 日施行）第 1 条第 2 項及び同条第 3 項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。

別表 2（第 3 条）

補助事業	耐震改修設計費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震改修設計を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は平成 28 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。） ただし、平成 31 年 3 月 31 日までにこの要領による改正前の天草市戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金交付要領の規定に基づく補助金の交付を受けている場合にあっては、改修前の戸建て木造住宅についての耐震診断に要する費用を除く。
補助率	3 分の 2 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 20 万円のいずれか低い方の額 ただし、耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断を行った結果、倒壊の危険性が無いと判断されたものについては、耐震診断に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 9.0 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること。 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること。 3 本事業は耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助事業該当分、建替え設計費及び建替え工事費の一括補助事業該当分には適用しない。

別表 3（第 3 条）

補助事業名	耐震改修工事費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための耐震改修工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は平成 28 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について書面による承諾が得られていること。 6 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用 （工事監理に要する費用も含む。）
補助率	2 分の 1 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 60 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくものであること。 2 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるものであること。 3 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要領施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は耐震改修設計に基づき工事を実施したことを建築士が証明するもの）であること。

別表 4（第 3 条）

補助事業名	建替え設計費及び建替え工事費の一括補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え設計及び建替え工事を併せて行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は平成 28 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事監理に要する費用を含む）及び建替え工事に要する費用 （少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）
補助率	① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 耐震改修工事に要する費用の 10 分の 9 以内 ② 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 耐震改修工事に要する費用の 60 分の 53 以内
補助金の額	① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 157.5 万円のいずれか低い方の額 ② 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに着工したもの 建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 132.5 万円のいずれか低い方の額

その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもので、かつ省エネ基準に適合するものであること。 2 工事監理者が工事監理するものであること。 3 本要領又は他の要綱等に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないものであること。 4 附則（平成３０年６月８日施行）第１条第２項及び同条第３項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。
--------	---

別表 5（第 3 条）

補助事業名	建替え工事費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が安全性を確保するための建替え工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は平成 28 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について書面による承諾が得られていること 7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の建替え工事に要する費用 （工事監理に要する費用を含まない。）
補助率	23%以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 60 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもので、かつ省エネ基準に適合するものであること。 2 工事監理者が工事監理するもの（ただし、本要領施行日以前に着手した事業については、工事監理者が工事監理するもの又は建築基準法に適合することを建築士が証明するもの）であること。

別表 6（第 3 条）

補助事業名	耐震シェルター工事費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅で、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は平成 28 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について書面による承諾が得られていること 6 本要領に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの 7 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用
補助率	2 分の 1 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 20 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	本要領第 2 条第 10 号に規定する耐震シェルターであること。

別表 7（第 3 条）

補助事業	耐震診断費補助
補助事業の目的	天草市に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震性向上のために耐震診断を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上及び耐震改修の促進を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者（ただし、市長が認める者を含む。）
補助事業の対象となる住宅 （補助対象住宅）	次に掲げる要件を全て満たす住宅（ただし、その他市長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。） 1 天草市内に存在する戸建て木造住宅、人が住んでいる又は住む見込みがあるもの（賃貸を除く。） 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 12 年 5 月 31 日以前に着工したもの又は平成 28 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 原則として、既存住宅において建築基準法に係る違反がないもの
補助事業の対象となる経費 （補助対象経費）	補助対象住宅の耐震診断に要する費用
補助率	10 分の 9 以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額（上限 6.8 万円）に 9 万円を足した額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）もしくは 15.8 万円のいずれか低い方の額
その他の事項	1 耐震診断は、設計者が実施するものであること。 2 耐震診断報告書は設計者が作成するものであること。 3 附則（平成 30 年 6 月 8 日施行）第 1 条第 2 項及び同条第 3 項の規定（遡及適用）は、本事業には適用しない。

資料 9. 天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業補助金交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、緊急輸送道路沿道の建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、天草市建築物耐震改修促進計画及び社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年国官会第 2317 号。以下「国の要綱」という。）に基づき、天草市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業を行う者に対する補助金の交付に関して、天草市補助金等交付規則（平成 18 年天草市規則第 48 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 本要領に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、天草市の市税を滞納していないものとする。
- (3) 緊急輸送道路 天草市建築物耐震改修促進計画に位置付けた緊急輸送道路をいう。
- (4) 耐震診断 次に掲げるいずれかの方法により、建築物の地震に対する安全性を評価することとをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会出版「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」・「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」・「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に掲げる第二次診断法

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年度国土交通省告示第 184 号）の規定に基づく耐震診断法

- (5) 第三者機関の評価 熊本県建築住宅センター等の耐震評価機関等が耐震診断の内容を審査し、評価又は判定することをいう。
- (6) 設計者 耐震診断を行う建築士で、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する耐震診断講習会の修了証の交付を受けた耐震診断士

イ 上記アに該当する者のほか、市長が認めた者

(補助対象建築物)

第 3 条 補助対象建築物は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した天草市内に存する建築物のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第14条各号に掲げるもの
- (2) 建築物の敷地が緊急輸送道路に接するもの
- (3) 耐震診断に関し、他の補助金等の交付を受けていないもの
- (4) 戸建木造住宅以外のもの

2 前項の規定にかかわらず、地震によって倒壊した場合において緊急輸送道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして市長が認める建築物は、補助対象とすることができる。

（補助対象者）

第4条 補助対象者は、建築物の所有者（区分所有の建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体）又は所有者と同等と市長が認める者で、本市の市税を滞納していないものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震診断、第三者機関の評価及び設計図書の復元等の経費とし、次に掲げる国の要綱に定める額を限度とし、かつ、補助対象建築物1棟当たり94.2万円を限度とする。

(1) 次のアからウに掲げる区分で算出した額

ア 面積1,000㎡以内の部分 3,600円/㎡以内

イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 1,540円/㎡以内

ウ 面積2,000㎡を超える部分 1,030円/㎡以内

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費の3分の2以内の額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）とし、申請に基づき予算の範囲内でこれを決定する。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断の実施に関する契約を締結する前に、補助金交付申請書に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 補助対象事業実施計画書（様式第2号）

(2) 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類（住民票・運転免許証など）の写し

(3) 補助事業に係る経費の内訳が分かる書類（見積書等）

(4) 建築物の所有者が分かる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）

- (5) 市税等納付状況調査同意書（様式第3号）
- (6) 補助対象建築物に共有者がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書（様式第4号）
- (7) 建築確認済証の写し又は当該建築物の建築年月日が分かるもの
- (8) 現況の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図及び延べ面積の計算書
- (9) 現況写真（外観写真2方向以上）
- (10) 業務工程表
- (11) 交付決定以降の手続きを別の者に委任する場合は、委任状（様式第20号）
- (12) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、第7条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付又は不交付を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において市長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び耐震診断の実施等）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた後、耐震診断の実施に関する契約を締結し、耐震診断に着手するものとする。

（変更申請）

第10条 補助事業者は、第8条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第6号）に変更の内容のわかる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得るものとする。

2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止（廃止）届（様式第8号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（完了期日の変更）

第12条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第9号）により市長に報告し、その指示を

受けるものとする。

（補助事業の遂行）

第13条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行するものとする。

（状況報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

（遂行命令）

第15条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

（完了実績報告）

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに完了実績報告書（様式第10号）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）耐震診断結果報告書の写し
- （2）耐震評価書の写し（第三者機関の評価を行った場合）
- （3）耐震診断実施証明書（様式第15号）
- （4）耐震診断に係る契約書の写し
- （5）その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第17条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を確認し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第18条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた後に、補助金交付請求書（様式第12号）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1）実施した事業に係る申請者宛ての請求書の写し
- （2）補助対象事業に係る領収書の写し

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第17条の補助金の額の確定通知を行った後においてもまた同様とする。

(1) 虚偽その他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第11条第2項若しくは第3項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第20条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（様式第14号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（関係書類の管理等）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示するものとする。

（完了後の報告等）

第22条 市長は、補助事業完了後において、補助事業の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る建築物について調査し、又は補助事業者に対して報告を求めることができる。

（代理受領）

第23条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第7条の規定による補助金交付申請書又は第16条の規定による完了実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状（様式第16号）を市長に提出するものとする。

（代理受領の変更）

第24条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届（様式第17号）を市長に提出するものとする。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届（様式第18号）を市長に提出するものとする。

（規定の準用）

第25条 第23条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第18条から第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」

と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金請求書（様式第19号）」と読み替える。

- (1) 補助金の請求及び交付
- (2) 補助金の取消し
- (3) 補助金の返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金請求書には、次に掲げる書類を添えること。

- (1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書
 - (2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し
- (補則)

第26条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成29年4月24日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年6月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

資料 10. 天草市ブロック塀耐震化支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地震発生時における人身事故の防止および避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去及び改修を実施する者に対し、予算の範囲内で天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、天草市補助金等交付規則(平成18年天草市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次に掲げるところによる。

(1) 避難路天草市耐震改修促進計画に避難路として位置付けた次に掲げる道路をいう。

ア 国道、県道、市道、及び市が管理する道

イ 住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路(通学路を含む。)

(2) ブロック塀等ブロック塀、石積塀、レンガ塀その他市長が認めるものをいう。

(3) 危険なブロック塀等次に掲げる要件全てに該当するものをいう。

ア 当該ブロック塀等が面する道路面からの高さが80cm以上のもの

イ 当該ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの

ウ 市長が、点検表(コンクリートブロック塀においては様式第4-1号、組石造の塀においては様式第4-2号)に基づき点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの

(4) 地震に対して安全な塀等熊本県作成の「民間所有ブロック塀の安全への対応マニュアル」内の「1塀の基準」によるブロック塀、金属製フェンス又は生垣等をいう。

(5) 危険なブロック塀等の改修既存の危険なブロック塀等を撤去後に地震に対して安全な塀等を設置する工事をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 避難路に面する危険なブロック塀等を所有する者(市長が認めるものを含む。)とする。

(2) 市税を滞納していない者

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助事業の対象となる経費及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、事業実施前に、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 氏名・住所・生年月日が確認できる本人確認書類（住民票・運転免許証など）の写し（申請が個人の場合に限る。）
- (3) 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
- (4) 位置図、現況写真
- (5) 市税等納付状況調査同意書（様式第21号）
- (6) 危険なブロック塀等の撤去又は改修を実施する敷地の権利関係を明らかにする書類（登記事項証明書又は固定資産証明書など）
- (7) 補助事業を行おうとする土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権等、危険なブロック塀等の撤去又は改修に関する承諾が必要となる権利を有する者がいる場合は、補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号）
- (8) 危険なブロック塀等の構造、延長、高さを記入した現況図
- (9) ブロック塀等の点検表（補強コンクリートブロックの場合は、様式第4-1号。組積造の塀の場合は、様式4-2号）
- (10) 撤去計画図等の撤去範囲が分かる図面
- (11) 改修内容を示す設計図面、仕様書等（危険なブロック塀等の改修を実施するものに限る。）
- (12) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に定める道路（以下「みなし道路」という。）内にあるブロック塀等に該当する場合は、誓約書（様式第20号）
- (13) 手続きを別の者に委任する場合は、委任状（様式第5号）
- (14) その他市長が必要と認める書類

2 前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金の交付又は不交付を決定し天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（契約締結及び事業着手）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第7号）に変更の内容の分かる書類を添えて市長に提出し、市長の承認を得るものとする。

2 市長は、提出された前項の申請書の内容を審査し、その結果を天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金事業中止（廃止）届（様式第9号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

3 市長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(完了期日の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに完了期日変更報告書（様式第10号）により市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(補助事業の遂行)

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行するものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長に報告するものとする。

(遂行命令)

第13条 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることができる。

(完了実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに天草市危険ブロック塀等安全確

保支援事業補助金完了実績報告書（様式第 1 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (2) 工事写真（工程毎）
- (3) 完成写真（遠景・近景）
- (4) その他市長が必要と認める写真

2 前項の実績報告書は、当該工事の完了の日から起算して 3 0 日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月 1 5 日（その日が休日に当たるときは、その前日における休日でない日）のいずれか早い日までに提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第 1 5 条 市長は、前条の規定による完了実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付確定通知書（様式第 1 2 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 1 6 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、前条の規定による補助金交付確定通知を受けた後に、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付請求書（様式第 1 3 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 実施した事業に係る補助事業者宛ての請求書の写し
- (2) 実施した事業の費用に係る領収書の写し

2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第 1 7 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第 1 5 条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

- (1) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、第 9 条第 2 項及び第 3 項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 1 4 号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、天草市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金返還命令書（様式第15号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

(関係書類の管理等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

2 補助事業者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示するものとする。

(完了後の報告等)

第20条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る塀等について調査し、又は施行者に対して報告を求めることができる。

(代理受領)

第21条 補助事業者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第4条の規定による補助金交付申請書又は第13条の規定による事業完了実績報告書を市長に提出する際に、代理受領委任状（様式第16号）を市長に提出するものとする。

(代理受領の変更)

第22条 補助事業者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届（様式第17号）を市長に提出するものとする。

2 補助事業者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届（様式第18号）を市長に提出するものとする。

(規定の準用)

第23条 第21条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第16条から第18条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「補助事業者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金交付請求書」とあるのは「代理受領補助金交付請求書（様式第19号）」と読み替える。

(1) 補助金の請求及び交付

(2) 補助金の交付決定の取消し

(3) 補助金の返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金交付請求書には、次に掲げる書類を添えることとする。

(1) 実施した事業に係る補助事業者宛ての請求書

(2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(補則)

第24条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成30年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第3条）

補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	避難路に面する危険なブロック塀等の撤去工事に要する費用	地震に対して安全な塀等の設置工事に要する費用
補助率	補助対象事業費の3分の2以内	
補助限度額	20万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万2千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額	10万円又は撤去するブロック塀等の長さに1万5千円を乗じて得た額のいずれか低い方の額
その他の事項	1 他の補助事業と重複していないこと。 2 補助金の額に千円未満の額が生じた場合は、これを切り捨てる。 3 危険なブロック塀等の一部を残存させる場合は、当該部分自体の高さは40cm以下とし、当該部分には塀等を設置しないこと。 4 みなし道路の道路後退線内にあるブロック塀等は全て撤去すること。 5 危険なブロック塀等の撤去後に塀等を設置する場合は、みなし道路の道路後退線内には設置しないこと。	